

第9回 性別分業・女性労働について

◎今回の概要:

性別分業はこれまでの日本の社会の中で根強く残っている慣習です。特に女性が雇われて働くことが多くなった現代では、女性労働の問題はとても重要な事項です。男女雇用均等と言われながらも、賃金や待遇・昇進で大きな差別と壁があることは確かです。女性労働の問題は女性のみの問題ではなく、男性の働き方の問題でもあるのです。

○現代の女性の労働現場

- ・ M字カーブ：少しは緩やかになったけれど： アメリカ・欧州では今は見られない
- ・ 非正規の比率：2012年：男22.1%、女57.5%
2017年：男21.3%、女55.8%
- ・ 低賃金：女性の年収200万円未満（2012年）：正規従業員の2割、非正規全体の85%、パート・アルバイトの9割以上、派遣の54.8%、契約社員51.4%

○男女雇用機会均等法

- ・ 1985年制定：募集・採用・配置・昇進：女性を男性と均等：努力義務
教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇での女性差別禁止
- ・ 1997年改正：努力義務が禁止規定に、同時に女性保護規定撤廃
- ・ コース別人事制度の導入：女性差別に対して、職種という名前を変えただけ：差別を隠蔽
男女間所定給与格差はそのまま残っている：女性の役員・管理職は少数にとどまる

○日本の雇用慣行と女性労働

- ・ 男性は年功・世帯賃金、女性は結婚退職を前提とした低賃金：結婚退職制度：性別職務分離の論理
- ・ 女性労働者の三位一体構造：単純労働・短勤続・低賃金：相互に規定

○女性からの昇格・賃金・評価等の差別への抗議活動

- ・ 同一労働同一賃金：同一価値労働同一賃金：その理論と運動、職務評価
- ・ 昇格・賃金差別への抗議：住友系メーカー：差別の正当化する能力評価、国連での訴え、裁判
- ・ パートタイマー賃金差別事件：丸子警報器事件：1999年全面勝利解決和解

○労働時間の男女差と家事労働

- ・ 労働時間の性別二極分化：男性は長時間労働へ、女性は短時間労働へ
- ・ 家事労働の偏在：固定的性別役割分担意識「夫は外で働き妻は家を守るべき」
- ・ 生活時間調査から見た男女の家事時間：妻が働いていても男は家事をせず（できず？）

- ・共稼ぎ世帯の増加：夫婦共稼ぎ世帯が片働き世帯を上回る
- ・育児休業法成立1991年、育児休業のとるのは女性： 出産退職4割
- ・介護休業の取得・50代から介護離職転職、介護も女性まかせ

◎ビデオ

かんさい熱視線

“過剰な優しさ” いりません ー働く女性がもとめるものー

2015年1月26日 NHK大阪 約17分

◎参考文献

- ・基礎研編『日本型企业社会と女性』青木書店、1995年
- ・飯島裕子『ルポ貧困女子』岩波新書、2016年
- ・竹信三恵子『ルポ賃金差別』ちくま新書、2012年
- ・森岡孝二『貧困化するホワイトカラー』ちくま新書、2009年
- ・濱口桂一郎『働く女子の運命』文春新書、2015年
- ・中野裕史「パートタイム労働市場と女性雇用」(森岡孝二編『貧困社会ニッポンの断層』桜井書店、2012年)
- ・鈴木奈穂美「日本のワーク・ライフ・バランスの実情」(町田俊彦編『雇用と生活の転換』専修大学、2014年)